

公費負担の対象とその限度額

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ※ (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円 × 5日 =322,500円	1の契約と2の契約は選択	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)		1日 16,100円 × 5日 =80,500円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,700円 × 5日 =38,500円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)		1日 12,500円 × 5日 =62,500円
選挙運動用ビラの作成		選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じた金額 (2種類以内)	町長 7円73銭 × 5,000枚 =38,650円 町議会 7円73銭 × 1,600枚 =12,368円		
選挙運動用ポスターの作成		選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額	別掲のとおり		

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者 (一般乗用旅客自動車運送事業者) と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

【別掲】選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額が公費負担の対象となります。ただし、あくまでも作成枚数が限度枚数の範囲内かつ作成単価が限度単価の範囲内であることが前提となります。

作成単価の限度額	枚数の上限	公費負担額
$541円31銭 \times 掲示場数75箇所 + 51,000円$ <hr/> $掲示場数75箇所$ $=1,222円 \dots ①$ (円未満切上げ)	ポスター掲示場数 $=75枚 \dots ②$	(作成単価と①の少ない方の額) \times (作成枚数と②の少ない方の枚数) 【公費負担限度額】 $1,222円 \times 75箇所$ $=91,650円$